

バスケットボール競技の県総体におけるシード決定方法

I シード権はチームではなく、所属するブロックに与えられる。(以下には「チーム(ブロック)」と表記する。)

II 県新人の1, 2位のチーム(ブロック)を県総体のシードとする。

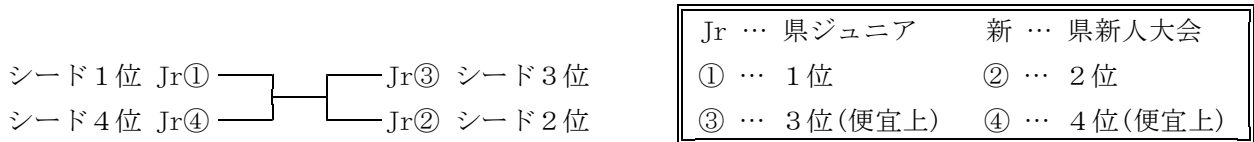
III 県ジュニア(県協会主催, 5月に開催)でベスト4のチーム(ブロック)で県新人1, 2位以外のうち上位のチーム(ブロック)をシードとする。ただし、シードは県新人1, 2位を含め4チーム(ブロック)とする。

IV 県総体よりも県ジュニアの方が参加枠数が多いため、総体に1~3チームしか出場枠がないブロックにおいて、総体出場枠数より多くのチームがジュニアでベスト4になることが想定される。その場合は総体出場枠数より多い分のチーム(ブロック)のシード権は与えない。そのシード権は県新人の上位を繰り上げるものとする。新人は3位決定戦は行わないと規定されているが、3位の2チームで交流試合をし、繰り上げ順を決めておく。

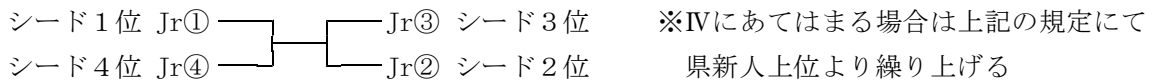
〔例 丸亀①, ②, ③の3チームがジュニアでベスト4となった場合、丸亀は総体出場枠は2チームのため、丸亀③は総体に出場できない。総体シードは丸亀2チームとあとの2チームは規定に沿って決定。〕

V シード順位は県ジュニアの結果を優先する。ジュニアも県新人と同様に交流試合を行い、シード順位を決定。

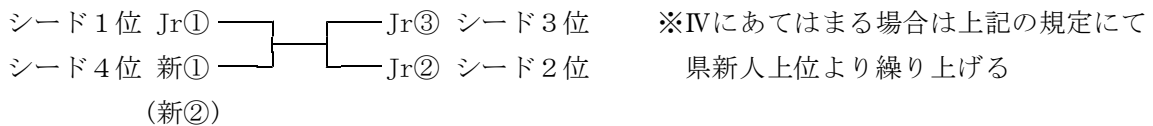
A 県新人と県ジュニアのベスト4のチーム(ブロック)が一致した場合



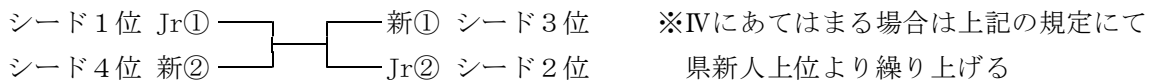
B 県新人の1, 2位が県ジュニアのベスト4に入り、3位のチームの両方またはいずれかが県ジュニアでベスト4に入らなかった場合



C 県新人の1, 2位のいずれかが県ジュニアのベスト4に入らなかった場合



D 県新人の1, 2位の両方が県ジュニアのベスト4に入らなかった場合



〔参考〕 (ジュニアのシードの振り方についてはH21年度より採用する)

県ジュニアのシードは前年度の
 県新人のベスト4をシードとする。

